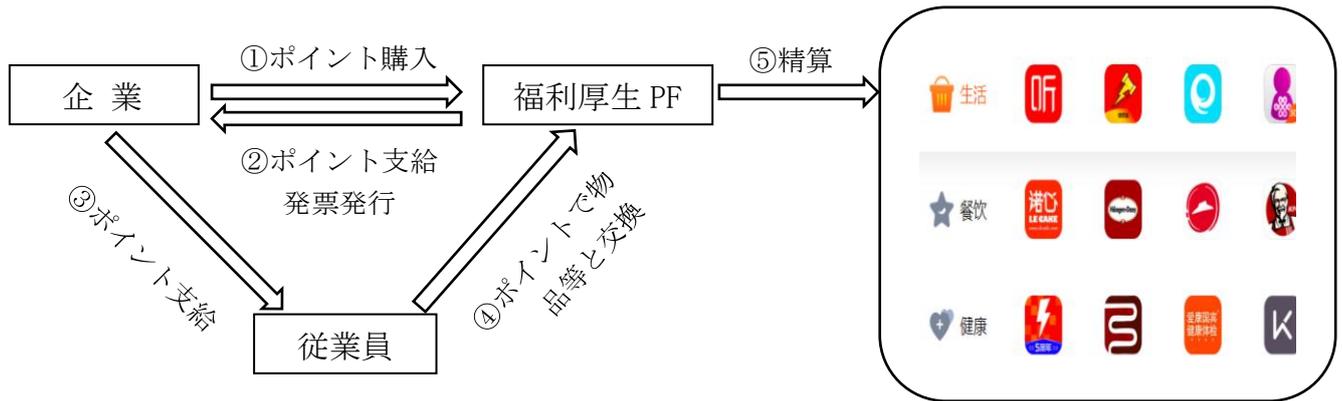


中国の従業員福利厚生プラットフォーム利用の税務処理とリスク防止

近年、企業と従業員の福利厚生のニーズに応えるため、企業の福利厚生サービスもIT化が進み、企業のため、福利厚生プラットフォームの利用が増え始めており、その一つに「オーダー式福利厚生」と呼ばれるサービスがある。それは、企業がポイントチャージという形で、福利厚生プラットフォーム運営事業者よりポイントを購入し従業員に支給した上で、福利厚生プラットフォームが従業員の様々なニーズに応じてポイント交換サービスを提供し、その対価を第三者特約事業者に支払うというメカニズムである。

一、企業と福利厚生プラットフォーム運営事業者との取引モデル

企業と福利厚生プラットフォーム運営事業者との取引モデルは以下のとおりである。



交換できるサービス（一部例示）

二、本件利用の税務処理について

『国家税務総局による営業税から増徴税への変更試行地域の若干の課税管理問題に関する公告』（国家税務総局公告2016年第53号）第四条、『企業所得税税引き前控除の証憑に関する管理方法』（国家税務総局2018年第28号公告）第十条、『個人所得税法』及び『国家税務総局による所得税2018年第三季度税收政策への解説』の関連規定により、企業がチャージ方式で福利厚生プラットフォームのポイントを購入して福利を支給する場合は、福利厚生プラットフォーム運営事業者は本質的に**第三者決済**を提供することとなる。この種のモデルの税務処理は下記のとおりである。

税種	福利厚生プラットフォーム
増 値 税	(1) 福利厚生プラットフォーム運営事業者はチャージする企業に増徴税専用発票ではなく、増徴税普通発票（控除できない）を発行する必要がある。 (2) 従業員が交換する時、各店舗は増徴税発票を発行しない。
企 業 所 得 税	福利厚生プラットフォームを通して従業員に福利を支給しているが、その福利支給の主体は依然として企業であり、福利厚生プラットフォームは支給過程の資金、商品及び関連サービスの管理を提供しているに過ぎない。従業員の福利費支出項目については、企業は実際の支払エビデンスと増徴税普通発票で企業所得税控除が可能である。

SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

個人所得稅	<p>従業員個人に支給する福利は、現金でも実物でも税法に従って個人所得税を納付しなければならない。非貨幣性福利については、企業が当該福利を個人に向けて数量や金額に具体化したかどうかを判断する必要がある。</p> <p>(1) 既に具体化された場合は、法によって個人所得税を納付する。 (2) 具体化されていない場合、例えば企業が健康診断の費用を健診機関に一括支払精算を行ったり、お菓子や果物を購入して従業員の間食にする場合は、従業員の団体レクリエーションで不可分の福利に当てはまるため、原則として個人所得税を納付しない。</p>
-------	---

三、福利厚生プラットフォームを利用する場合のリスクとその防止対策

福利厚生プラットフォームを利用する場合、以下のようなリスク防止に注意を払う必要がある。

リスク	関連法律法規	企業側の注意点
合法性	<p>国家税務総局公告 2016 年第 53 号において、普通發票を發行する決済機関の資質条件が規制されている。また『非金融機関の決済サービスに関する管理方法』によれば、中国人民銀行の許可なしに、いかなる非金融機関及び個人が決済業務に従事、或いは形を変えた従事をしてはならない。非金融機関が決済サービスを提供する場合、『決済業務許可証』を取得し、法により中国人民銀行の管理監督を受けなければならない。</p>	<p>利用する福利厚生プラットフォームが『決済業務許可証』を取得しているかに注意を払う必要がある。</p>
架空發票の發行	<p>『中華人民共和国發票管理弁法』第二十二條によれば、いかなる企業及び個人も下記の架空發票を發行する行為をしてはならない。 (二) 他人に實際の取扱業務と合致しない發票を發行させる行為。 また同弁法の第三十七條によれば、上記の第二十二條第二項に反して架空發票を發行した者は、税務機関がその違法所得を没収する。さらに罰金、刑事責任等になるリスクもある。</p>	<p>企業が福利厚生プラットフォームを悪用し、多額の福利カードを購入して従業員への給与支給の代わりにすることや、虚偽の取引を行い、架空發票を取得するなどの行為を行ってはならない。</p>

以上をまとめると、「従業員福利厚生プラットフォーム」には一定の柔軟性、利便性が備わっており、企業として上手く活用して従業員の福利厚生を充実させることができる。しかし同時に、それらを利用する中で、企業は合法的な福利厚生プラットフォーム運営事業者と協力し、関連する税務リスクを防ぐべきであろう。

以上

参考資料：牛戈「従業員福利厚生プラットフォームの税務処理及びリスク防止」